

渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の交付申請に関する誓約事項

- 1 渋川市地方移住・就活学生支援事業に関する報告及び立入調査について、渋川市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付要領に基づき、渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の申請日から1年以内に渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の申請日から1年以内に渋川市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に渋川市から転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に渋川市から転出した場合：半額
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

私は上記を誓約します。

申請者氏名（自署） _____